

ダイナースクラブ コーポレートコンパニオンカード特約

第 1 条(会員規約の適用)

1. 本特約で特に定義されていない用語は、その他特段の定めがない限りダイナースクラブ コーポレートカード / TRUST CLUB コーポレートカード会員規約（以下「会員規約等」という）の語句の用語の意味と同様とします。
2. 本特約に定めのない事項については、会員規約等を準用するものとし、会員規約上の「カード」をダイナースクラブ コーポレート コンパニオンカード（以下「コーポレート コンパニオンカード」という）と読み替えるものとします。

第 2 条(コーポレート コンパニオンカード)

1. コーポレート コンパニオンカードとは、会員規約 等に基づき三井住友トラストクラブ株式会社（以下「当社」という）が会員に貸与するクレジットカード（以下「会員のカード」）に付随して、発行し、貸与する付帯カードで、ダイナースクラブ以外の国際提携組織のクレジットカードをいいます。
2. 本特約に定めるコーポレート コンパニオンカードとは、ダイナースクラブ コーポレートカードに付帯するコンパニオンカードを指すものとします。
3. コーポレート コンパニオンカードとして会員に発行するクレジットカードは当社が定めるものとします。
4. 会員がコーポレート コンパニオンカードの貸与を受けようとするときは、当社が定める方法で申し込むものとし、当社がこれを適格と認めた場合にコーポレート コンパニオンカードを発行し、貸与します。

第 3 条(年会費)

1. コーポレート コンパニオンカードの年会費は、当社が別途定めるものとします。
2. 支払済のコーポレート コンパニオンカードの年会費は、コーポレートコンパニオンカードの退会の申し出がなされた場合、会員のカードの退会の申し出がなされた場合、会員資格が取り消された場合、その他理由の如何を問わず原則として返還しないものとします。

第 4 条(暗証番号)

1. 当社は、会員からの申し出に基づきコーポレート コンパニオンカードの暗証番号を登録します。
2. ただし、申し込み方法によっては、当社が所定の方法により暗証番号を登録する必要があることを会員はあらかじめ承諾します。

第 5 条(リワードプログラム)

1. コーポレート コンパニオンカードのカード利用代金分のポイントについては、三井住友トラストクラブ リワードプログラム利用規定が適用されます。ただし、法人と当社が、リワードプログラムについて別途契約を取り交わしている場合は、その契約によるものとします。
2. コーポレート コンパニオンカードのカード利用代金分のポイント換算率は、次の通りとします。

カードの種別	換算率
ダイナースクラブ コーポレートコンパニオン カード	カード利用代金（カード利用単位で） 200円につき1ポイント

3. コーポレート コンパニオンカードのカード利用代金分のポイントについては、会員のカードに加算します。
4. 三井住友トラストクラブ リワードプログラム利用規定第6条第3項にかかわらず、会員が当社から複数枚のTRUST CLUBカードを貸与されている場合、TRUST CLUBカードと、コーポレート コンパニオンカード間でのポイントの合算はできないものとします。

第 6 条 (カード利用可能枠)

コーポレート コンパニオンカードのカード利用可能枠および内枠は、会員のカードのカード利用可能枠および内枠と同じ範囲とします。

第 7 条(支払区分)

1. コーポレート コンパニオンカードで指定できる支払区分は、会員のカードと同一とします。
2. コーポレート コンパニオンカードのショッピング支払タイプは、会員のカードと同一とします。

第 8 条(キャッシングサービス・カードローン)

ダイナースクラブ コーポレートカード / TRUST CLUB コーポレートカード会員規約第34条にかかわらず、コーポレート コンパニオンカードではキャッシングサービス・カードローンを利用できないものとします。

(2024年4月1日制定)